



第51回（令和7年度）長野県アンサンブルコンテスト
大学の部，職場・一般の部 長野県大会 開催要項

1. 名称 第51回（令和7年度）長野県アンサンブルコンテスト
2. 主催 長野県吹奏楽連盟，朝日新聞社
3. 後援 長野県，長野県教育委員会，松本市，松本市教育委員会（申請予定）
4. 主管 長野県大学職場一般吹奏楽連盟
5. 日時 令和8年1月25日（日） 13時開会予定
※開会時刻はアンサンブルコンテストと個人・重奏コンテストの申込演奏数により変更になります。
【同日・同会場にて、第24回中部日本個人・重奏コンテスト「大学・一般部門」長野県大会を開催します】
6. 会場 ザ・ハーモニーホール（松本市音楽文化ホール）
〒390-0852 松本市島内4351 TEL 0263-47-2004 FAX 0263-47-2383
7. 審査員 奥山 泰三（トランペット奏者）／小田 愛美（トロンボーン奏者）／
白石 法久（フルート奏者）／十亀 正司（クラリネット奏者）／芳賀 傑（作曲家）
8. 参加資格
 - ① 参加するグループが属する団体（学校）が長野県大学職場一般吹奏楽連盟の正会員であること
 - ② 参加するグループが属する団体（学校）が長野県内を活動の拠点とする長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員の団体（学校）であって、参加申し込み締め切り日時までに長野県大学職場一般吹奏楽連盟の入会手続きが完了していること。
9. 参加費用
 - 1) 参加費
 - ① 大学の部 出場者1名につき 3,500円
 - ② 職場・一般の部 出場者1名につき 4,000円
 - 2) 音楽著作物使用料 1グループにつき 600円
10. 申し込み期限
 - 1) 参加申し込み 令和7年12月10日（水） 21:00
 - 2) 参加費用納入 令和7年12月10日（水）
11. 手続方法
 - 1) 参加申し込み
インターネットによる長野県吹奏楽連盟ホームページからの申し込みしか受け付けておりません。
 - ① 長野県吹奏楽連盟ホームページ (<http://www.ajba.or.jp/nagano/>) を開く。
 - ② 「長野県吹奏楽連盟各種申込フォーム」を選択する。
 - ③ 出場大会より「アンサンブルコンテスト 大学職場一般の部 長野県大会」を選択する。
 - ④ パスワードを入力する。パスワードは です。
 - ⑤ 指定事項を入力する。

* 申し込みの際、指定されている項目はすべて入力してください。

* 演奏者、申込者、作曲者、編曲者、団体（学校）代表者氏名の姓と名の間には半角スペースを入れて下さい。

* 電話番号、FAX番号は半角数字とし、局番と番号の間には「-」を入れて下さい。

* 住所には県名記載は不要です。

* 団体名、団体長氏名、住所は連盟に届け出ている団体（学校）代表者の氏名、住所を記載し、住所への郵便番号、県名の記載は不要です。また、同一団体（学校）内において同一編成で複数グループの参加がある場合についての考慮（A、B等の付記等）は不要です。

* 指定事項が正常に記入された場合、申し込みアドレスに確認メールが自動返送されます。

* 申込者へ自動返送されるメールは同時に事務局へも送信されますので、事務局ではそのメールにより申込内容を確認いたします。

* 申し込みアドレスは、本大会に関する連盟からの連絡事項や問い合わせ事項をお送りする連絡先メールアドレスとなりますので、添付ファイルを受信することができ責任を持って管理することができるメールアドレスを指定して下さい。

* 申し込みアドレスに送られる確認メールで申込用紙への捺印・提出を案内される場合がありますが、提出は不要です。

* 申し込み完了後に入力項目の誤記訂正や内容変更が生じた場合は、インターネットによる申し込みを再度行って下さい。同一団体（学校）からの入力については、最後に入力した申し込みの内容を有効として取り扱います。

⑥ 申し込み期限以降に入力項目の訂正が必要になった場合、または団体（学校）の代表者や申し込み責任者の氏名、連絡先等の演奏曲や演奏者に関係しない事項に変更が生じた場合は、必ず事務局（ホームページ管理受託者や長野県吹奏楽連盟事務局ではなく長野県大学職場一般吹奏楽連盟の事務局長）へ連絡（できる限りFAX、Eメールを利用して下さい）のうえ、その指示により手続きを行って下さい。

⑦ 申込書に記載した各グループの参加人員を所属団体（学校）別に合計した人数が長野県大学職場一般吹奏楽連盟規約第8条に基づき報告している団体活動人員数を上回る場合、その団体（学校）は申込手続き後すみやかに長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務局へ登録事項変更届を提出し、増となる団体活動人員数分の会費（一人あたり4,000円）を納入して下さい。

⑧ 事務局で申込内容を審査し、疑義がなければ申込書は受理となります。

申込書に疑義がある場合及び上記⑦に該当する場合は事務局から連絡先アドレスに疑義を問い合わせます。申込書はその疑義の処理が済み次第受理となります。

2) 参加費用の納入

① 参加費用（参加費、音楽著作物使用料）は郵便振込で納入していただきます。

払込先口座番号：00590-5-48913

加入者名：長野県大学職場一般吹奏楽連盟

② 参加費用はグループごと個別に別々の振込用紙を使用して最寄りの郵便局（ゆうちょ銀行）で納入してください。

最寄りの郵便局に備え付けてある料金振込人負担の振込用紙（青色用紙）を利用する等により、参加費用に振込料金等各種手数料を添えて手続きしてください。なお、振込料金等各種手数料は各グループでの確認と負担をお願いします。

③ 振込手续をする前に、郵便振替払込用紙「払込取扱票」（左側）の通信欄に以下の事項を必ず記載してください。

・大会名：アンサンブルコンテスト長野県大会

・部門名：「大学」または「職場・一般」のどちらか

・所属団体名：参加グループが所属する団体（学校）名（連盟に登録している団体（学校）名）

・グループ名：〇〇〇××重奏

〔同一所属団体（学校）で同一編成がある場合は曲名と作曲者名を記載する〕

・グループ代表者氏名：〇〇〇〇・・・参加するグループの代表者氏名

・納入金額：

(大 学) 600 円(音楽著作物使用料)+〇〇人×3,500 円=〇〇〇〇円

(職場・一般) 600円(音楽著作物使用料)+〇〇人×4,000円=〇〇〇〇円

のどちらか

- ④ 同一編成・同一演奏者により「中部日本個人・重奏コンテスト長野県大会」に参加する場合であっても、参加費用の納入は大会ごとに別々の振込みとして手続きしてください。

12. 留意事項

- 1) 「8. 参加資格」に記載のとおり、このコンテストに参加するためには参加グループが属する団体（学校）が長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員であることが必要です。

当該団体（学校）が長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員ではない場合には、予め長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務局（事務局長 七澤秀星）へ入会希望を申し出、当該団体（学校）の入会手続きを行って下さい。

入会手続きの状況を見ながら、参加申込みに必要なパスワードを明記した開催要項をお送りいたします。

- 2) 団体（学校）代表者の氏名、住所等、連盟に届け出ている団体（学校）の情報に変更がある場合は、事前に「登録事項変更届」を提出してください。コンテストの申し込み手続は所定の変更手続を済ませた後をお願いします。

- 3) 以下の場合には申し込みを無効とします。

- ① 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員である団体（学校）に属するグループ以外からの申し込み。
ただし、当該申し込みを手続きしたグループが属する団体（学校）が長野県大学職場一般吹奏楽連盟へ入会手続中である場合を除く。
- ② 申込期限（日時）を過ぎてから参加申し込みがあった場合。
- ③ 納入期限までに参加費用の納入がなかった場合。
- ④ 参加申し込みを行ったグループが属する団体（学校）が上記「11. 手続方法 1)参加申し込み」⑦に該当する場合で、その手続きを怠った場合。

- 4) 納入された参加費用は理由の如何に関わらず返還いたしません。

- 5) 個人情報に関して以下のとおり取り扱います。

- ① 団体（学校）名、グループ名、演奏者氏名をプログラムに掲載します。
- ② 長野県吹奏楽連盟と業務を契約している写真録音委託業者へは各グループが属する団体（学校）の情報（団体（学校）名、代表者氏名、連絡先住所、連絡先担当者氏名）、各グループに関する情報（グループ代表者氏名）及び参加者個人に関する情報（演奏者氏名）を提供します。
- ③ 傷害保険加入のため、参加者の個人に関する情報（氏名、住所）を契約する保険代理店へ提供します。
- ④ 各グループが属する団体（学校）の情報、各グループに関する情報及び参加者個人に関する情報は、上記①、②及び③のほかコンテスト運営上必要な場合や行政機関等の公的機関からの要請に基づく情報提供以外には一切使用しません。

- 6) 規定

- ① 本大会は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟アンサンブルコンテスト実施・審査規定」に従います。
- ② 本大会の大会当日の運営は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟アンサンブルコンテスト大会運営細則」に従います。

- 7) 疑義の問い合わせ

本大会は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟」の主管により長野県吹奏楽連盟が主催するコンテストです。大会参加に係る疑義は必ず「長野県大学職場一般吹奏楽連盟」の事務局長へ問い合わせして下さい。

東海吹奏楽連盟、全日本吹奏楽連盟など上部大会の主催連盟へ問い合わせることが無いよう、団体（学校）内での周知徹底をお願いします。

問い合わせ先は次のとおりです。できる限りFAX、Eメールの利用をお願いします。

長野県大学職場一般吹奏楽連盟 事務局長 七澤秀星

TEL（携帯）090-5445-6428 E-mail nanashu07@gmail.com

8) 著作権の取り扱い

- ① 音楽著作物利用許諾手続きは主催者が行います。
- ② 音楽著作物使用料は各グループの負担とし、一律徴収とします。
- ③ 編曲許諾、演奏許諾が必要な場合は各グループで手続きを済ませてから参加申込を行ってください。
- ④ 著作権法保護のための自主規制として、コンテスト当日に使用楽譜の原譜使用、複製許諾、編曲許諾及び演奏許諾の状況を確認します。口頭もしくは楽譜、書類の提示により対応をお願いします。
- ⑤ 音楽著作物利用の公正化及び責任所在の公明化を図るためプログラムへ作曲者名、編曲者名、出版社名を明記するので、参加申込書の所定欄に必ず記入してください。
- ⑥ 著作権法を遵守するとともに、著作権について不明な点がある場合は作曲者、編曲者、出版社等へ問い合わせ、適正な対応を図ってください。

9) その他

- ① 出演順は理事会での抽選により決定します。
- ② 本大会は連盟役員と同日に開催するアンサンブルコンテストと個人・重奏コンテスト「重奏の部」へ参加するグループから選出をいただく委員で構成するアンサンブルコンテスト実行委員会が大会を運営します。
- ③ 各出場グループから選出をいただく実行委員は、グループ単位で選出をいただきます。後日通知する規定数の実行委員を選出いただけない場合はコンテストでの演奏を許可することができませんのでご留意下さい。
- ④ コンテスト当日日程、出演順、選出実行委員数、実行委員業務分担の決定後、各参加グループ宛に進行表、諸連絡事項、実行委員選出依頼、実行委員業務分担表を送付します。

⑤ 編曲許諾について

楽曲を編曲（編成の変更、使用楽器の変更、カット等を含む）するなど著作物に改変を加えて演奏する場合、使用する楽譜によっては著作権者の同意を得る必要があります。なお、許諾の要否が判断できない場合には作曲者、編曲者、出版社等に直接問い合わせるなどの対応により確認をお願いします。

【JASRACホームページ：<http://www.jasrac.or.jp/index.html>】

【JASRACインフォメーションデスク：03-3481-2125】

⑥ 複製許諾について

原譜やレンタル楽譜を所持せず、コピー楽譜を手配して原譜として使用する場合、手配するコピー楽譜には複製許諾が必要になります。楽譜コピーに関するQ&Aが「楽譜コピー問題協議会（CARS）」のホームページに掲載されていますので参考にして下さい。

【ホームページ：<http://www.cars-music-copyright.jp/qa.html>】

⑦ 著作権全般について

著作権（楽曲使用の可否、編曲許諾、演奏許諾等）の取り扱いにつきましては、各参加グループでの事前確認をお願いします。

なお、著作権に関するQ&Aが「公益社団法人著作権情報センター」のホームページに掲載されていますので参考にしていただき、不明な点は直接電話で問い合わせさせていただくようにお願いします。

【ホームページ：<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>】

【著作権相談専用電話：03-5348-6036】

⑧ 絶版楽譜の取り扱い

楽譜が絶版の楽曲については、出版元からコピーサービスを受けた楽譜か複製許諾のあるコピー楽譜を使用してください。楽譜が未出版の楽曲については、著作権者（作曲者や楽譜出版社など）からの演奏許諾書（書式自由）を提示いただけるよう準備をお願いします。

絶版の楽譜、未出版の楽譜の取り扱いにつきましては、下記の各ホームページにQ&A等の記載がありますので参考にして下さい。

「一般社団法人日本楽譜出版協会」

【ホームページ：<http://j-gakufu.com/faq.html>】

「公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会 東北支部（!!使用楽譜と許諾について!!）」

【ホームページ：http://www17.plala.or.jp/JBA-TOHOKU/guide_S2.html】

⑨ 不適切行為に係る責任分担について

大会への参加申込は、使用楽譜に係る原譜の購入やレンタル手続き、著作権所有者への複製許諾手続き、使用する楽曲の編曲許諾手続き等が適正かつ適切に行われていることが条件になります。このため、後日これらの手続への不適切対応が明白となり処罰や賠償責任が生じた場合には、申込時点で参加申込者に虚偽の事実があったものと判断し、これらの不適切行為に係る一切の責任を当該申込者に負っていただきます。

⑩ 不服申し立てについて

使用楽譜に係る諸手続に起因する処罰や賠償責任への対応で生じた不服等については、主催者である長野県吹奏楽連盟理事長へ申し立てのうえ、双方で協議してください。

⑪ コンテスト当日は時間厳守に心掛け、常に舞台進行状況を把握してタイムスケジュールの変更に対して臨機応変な対応ができるようにお願いします。また、ステージ上のセットアップは参加者が自主的に行って下さい。

⑫ コンテストでは審査結果のみを追求せず、より良い音楽づくりのための研修の場に、また出場グループ相互の交流の場になるよう、良識ある姿勢で参加して下さい。

⑬ コンテストへの参加資格等に関して後日不正が明らかになった場合は、すべて該当する団体（学校）が責任を負うものとします。

⑭ 東海アンサンブルコンテストの日程は下記のとおりです。

第52回東海アンサンブルコンテスト

期日：令和8年2月14日（土）・15日（日）

会場： キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館） （松本市）

⑮ 本大会当日に、同日・同会場にて、第24回中部日本個人・重奏コンテスト「大学・一般部門」長野県大会を開催します。当該大会の開催要項も公示しておりますので、参加する大会の申し込み間違いが生じないように十分に留意してください。

【実施・審査規定】

長野県大学職場一般吹奏楽連盟アンサンブルコンテスト実施・審査規定

改定 (平成 7 年 1 月 3 日)
(平成 12 年 4 月 23 日)
(平成 15 年 1 月 3 日)
(平成 21 年 11 月 26 日)
(平成 23 年 10 月 29 日)
(平成 27 年 10 月 31 日)
(令和 3 年 10 月 24 日)
最終改定 (令和 5 年 10 月 15 日)

[1] 総則

1. この規定は長野県吹奏楽連盟が主催する長野県アンサンブルコンテスト（以下、「コンテスト県大会」という。）の部門のうち長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主管する「大学の部」及び「職場・一般の部」の実施及び審査に関して必要な事項を定めたものである。
2. コンテスト県大会「大学の部」及び「職場・一般の部」は、当連盟の正会員（以下、「正会員」という。）に属するグループが応募して参加し、毎年 1 月に実施する。
3. 実施会場及び日時は当連盟理事会（以下、「理事会」という。）がこれを定める。

[2] 実施部門及び人員

1. 実施部門を次のとおりとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。
 - ①大学の部
 - ②職場・一般の部
2. 各グループの編成は 3 名以上 8 名までとする。

[3] 参加資格

1. 各部門の参加資格要件は正会員に属するグループで次のとおりとする。
 - ①大学の部
構成メンバーは同一の大学又は高等専門学校に在籍している学生とする。
なお、高等専門学校においては学校教育法第 119 条により置かれた専攻科の学生、大学においては学校教育法第 91 条により置かれた大学の専攻科及び別科の学生及び同法第 92 条により置かれた大学院の学生を含むものとする。
ただし、管楽器、打楽器、コントラバスを専攻する学生の参加は認めない。
 - ②職場・一般の部
構成メンバーは当該団体の構成員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。
2. 同一奏者が二つ以上のグループに出場することは認めない。

[4] 演奏

1. グループの編成、演奏者配置及び演奏方法については次のとおりとする。
 - ① 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成は認めない。
 - ② 同一パートを 2 名以上の奏者で演奏することは認めない。
 - ③ 独立した指揮者は認めない。
 - ④ 参加申込書の記載事項を変更しての演奏は認めない。
2. 参加グループは任意の 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も 1 曲とみなす。
3. 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで大会に参加することは認めない。

(注) 1. 作曲者の死後およそ 70 年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。ただし、平成 30 年の著作権法改正以前に保護期間を終えているものは遡及されることはない。

2. 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。
4. 演奏時間について次のとおりとする。
 - ① 演奏時間は 5 分以内とする。
 - ② 演奏時間とは演奏開始から演奏終了までをいう。
 - ③ 規定の演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
5. 出演順について次のとおりとする。

- ① 部門演奏順序及び出演順序は理事会が決定する。
- ② 出演順決定後はやむを得ないものと認められる場合を除き出演順を変更しない。

[5] 審査

1. 審査の実施及び審査員の選出は次のとおりとする。
 - ① 審査は審査員5名からなる審査委員会が行う。
 - ② 審査員は音楽に関する専門家、有識者の中から選出し、当連盟理事長（以下、「理事長」という。）が委嘱する。
 - ③ 審査委員会の互選により審査委員長を選出し、審査委員長が審査委員会を統括する。
2. 審査員は次の観点により審査を行う。

A 音と音質	音色、音のコントロール、音のブレンド
B イントネーション	音程、フレージング
C テクニック	アインザッツ、リズム、発音、正確さ、個々の技術
D バランス	主旋律、対旋律、伴奏、ハーモニー、音量
E 楽曲解釈	テンポ、ダイナミックス、感銘度、きめの細かさ、奏者の理解度
3. 審査の評価は次のとおりとする。
 - ① 審査は「技術」及び「芸術」についての段階評価によるものとし、各審査員が「技術」1～10、「芸術」1～10の各10段階で評価を行う。
 - ② 審査員は[5] 2. に規定する審査の観点を踏まえて各グループについて独自の基準で評価するものとし、その結果を審査カードに記入する。併せて各グループの審査講評を審査カードに記述する。
4. 審査結果の処理は理事長が指名した者が行う。
5. 審査員が評価した「技術」「芸術」の段階評価は、審査員1名につき20点、審査委員会として100点を上限とする「評定点」として集計し、グループごとに以下の基準により「金賞」、「銀賞」、「銅賞」の賞を付与する。

金賞	80点以上
銀賞	60点以上 79点以下
銅賞	59点以下
6. [5] 5. の規定により付与した賞は審査委員会の了承により決定し、理事長が授与する。
7. [4] 4. の規定により失格となったグループには努力賞を授与する。

[6] 規定違反に対する処分

1. 参加グループに[3] 1.、[3] 2.、又は[4] 3. の規定に違反する事実が認められた場合は、当該グループについて参加停止とする。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。
2. グループの演奏に[4] 1. の規定に違反する事実が認められた場合は失格として審査の対象としない。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。

[7] 東海アンサンブルコンテスト出場グループの推薦

1. 上部大会の東海アンサンブルコンテストへ出場するグループの推薦は以下のとおりとする。
 - ① 各部門とも東海吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数の範囲内で金賞受賞グループの「評定点」の上位より同一団体につき2グループを上限として選出し、審査委員会の信任を得て推薦グループとして決定し、理事長が出場権を授与する。
 - ② 前①項による選出において選出グループ数が東海吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数に満たない場合は、東海吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数から前①項により選出したグループ数を差し引いたグループ数を銀賞受賞グループの「評定点」の上位より金賞受賞グループを含めて同一団体につき2グループを上限として選出し、審査委員会の信任を得て推薦グループとして決定し、理事長が出場権を授与する。
 - ③ 前①項及び前②項による選出において選出グループ数が東海吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数を超えた場合は、最下位で選出されたグループについて審査委員会が投票を行って獲得票数の上位のグループから順に選出し、審査委員会の信任を得て推薦グループとして決定し、理事長が出場権を授与する。
 - ④ 前①項から前③項による選出の過程において、同一団体から出場した2以上のグループの評定点が同点となり同一団体から2グループを上限とした選出が困難な場合は、審査委員会の投票により獲得票数が上位のグループから順に推薦候補グループとして取り扱う。

[8] 表彰

1. 表彰は授与する賞の公表及び賞状の授与によって行う。
2. 各グループに授与する賞、並びに東海アンサンブルコンテストの出場権を授与したグループは表彰式で発表する。
3. 審査カードは各グループへの引き渡しにより公表し、各グループが得た「評定点」及び受賞した「賞」、並びに東海アンサンブルコンテストの出場権を授与したグループは表彰式終了後に掲示等により公開する。なお、審査員氏名は公表する。

[9] その他

1. コンテスト県大会の参加に要する費用は参加グループの負担とする。
2. コンテスト県大会の運営方法は理事会が定める。
3. コンテスト県大会の開催当日に不測の事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。
 - ① 審査及び表彰に関する不測の事態
理事長又は理事長が指名した者が審査委員会の意見を聴取して対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
 - ② 運営に関する不測の事態
理事長又は理事長が指名した者が対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
4. この規定に定められていないコンテスト県大会実施上の細目については理事会がその都度定める。

【運営細則】

長野県大学職場一般吹奏楽連盟アンサンブルコンテスト大会運営細則

制定 平成 23 年 4 月 17 日

施行 平成 23 年 4 月 24 日

改正施行 令和 2 年 10 月 11 日

- 1 長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主管として開催する長野県アンサンブルコンテスト（以下、「アンサンブルコンテスト」という。）の大会運営はこの細則の定めるところによる。
- 2 アンサンブルコンテストの大会運営は当連盟規約第 31 条に規定する実行委員会を組織してこれにあたる。
- 3 アンサンブルコンテスト参加申し込みグループ（以下、「グループ」という）は実行委員を選出するものとし、連盟役員とともに実行委員会を構成する。
グループから選出する実行委員の数は当連盟理事会がその都度定めて通知する。
- 4 グループは、グループが選出する実行委員に関して事務局長が求める報告事項を、指定された期日までに届け出なければならない。
- 5 グループから届け出のあった実行委員が事故等により運営に携わることができない場合は、グループの責任においてその代理者を充てなければならない。
- 6 定められた数の実行委員を選出しないグループについては、アンサンブルコンテストへの参加を認めない。
- 7 実行委員の担当業務、担当時間及び業務マニュアルは、当連盟事務局長がその都度定める。
なお、実行委員の担当業務及び担当時間はグループの演奏順が決定した後に定める。
- 8 実行委員の担当業務、業務担当時間及び業務マニュアルは、あらかじめ事務局長が実行委員長及び各委員へ通知及び送付するものとし、団体が選出した実行委員へは団体の長を通じて通知及び送付する。
- 9 グループから選出された実行委員には長野県大学職場一般吹奏楽連盟会計細則に定める交通費及び宿泊費は支給しない。
- 10 この細則に定めのない細目については当連盟理事長の判断に従うものとする。
- 11 この細則の適用がアンサンブルコンテストの安全な開催に支障を生じさせると理事会が判断した場合は、この細則を適用せず当連盟規約第 31 条に定める実行委員会を別途組織して大会運営にあたるものとする。

附則

- 1) この細則は、平成 23 年 4 月 17 日に制定し、平成 23 年 4 月 24 日から施行する。
- 2) この細則は、令和 2 年 10 月 11 日に改正し、同日から施行する。